

第11回 名寄市農業委員会総会（令和6年12月）会議録

日 時 令和6年12月26日（金）

午後3時30分 開始

午後4時50分 終了

開催場所 よろーな 1階 会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	設定された権利の合意解約について	6件	承認
第3	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について	27件	承認
第4	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	14件	承認
第5	議案第4号	農地法第4条の規定に係る許可申請について	1件	承認
第6	議案第5号	農用地の買入れ協議に係る要請について	3件	承認
第7	議案第6号	農地法第52条に基づく賃貸料情報について	1件	承認
第8	議案第7号	農地利用状況調査に係る非農地の認定について	1件	承認
第9	報告第1号	農地法第4条転用工事完了報告	1件	

第11回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 飯村規峰	10番 高橋尚幹	20番 北野雅嗣
3番 又村裕司	11番 横田浩二	21番 藤野修一
4番 山上 瞳	12番 越 孝 則	22番 新田 司
5番 上手浩幸	13番 沼田清憲	23番 小田桐正彦
6番 竹部裕二	14番 住田美紀	24番 伊藤貴美
7番 鈴木康裕	15番 林 秀 典	25番 安達啓治
8番 南原政幸	16番 菅原一徳	26番 中野寿子
9番 鈴木英二	19番 村中洋一	27番 菅野真記子

欠席

2番 小川和則	17番 菊池愛子	18番 清水康史
---------	----------	----------

第 1 1 回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和 6 年 1 2 月 2 6 日（木）午後 3 時 3 0 分

会 場 よろ一な 1 階 会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、令和 6 年第 1 1 回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶
をいただき、その後の議事進行についても、よろしくお願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和 6 年第 1 1 回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日、委員定数 2 7 名中、委員 2 4 名の出席です。農業委員会等に関する法律第 2 7 条第
3 項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第 1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、1 2
番 越委員、1 4 番 住田委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、越委員、住田委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第 2、議案第 1 号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供し
ます。**番号 2 1 番から番号 2 4 番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局：（議案第 1 号 番号 2 1 番から番号 2 4 番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
番号 2 1 番から番号 2 4 番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号 2 1 番から番号 2 4 番は原案のとおり決定いたしました

議 長： 続きまして、**番号 2 5 番**は北野委員と菅野委員が農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議
事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。（1 5：3 5）

議 長： 議事を再開いたします。（1 5：3 5）
事務局の説明を求めます。

事 務 局：（議案第 1 号 番号 2 5 番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。番号 2 5 番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号２５番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩といたします。（１５：３６）

議 長： 議事を再開いたします。（１５：３７）
続きまして、**番号２６番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第１号 番号２６番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。番号２６番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号２６番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第３、議案第２号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供
します。初めに**売買**の審査を行います。**番号３２番から番号４０番**を一括して審査いたし
ます。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第２号 番号３２番から番号４０番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号３２番から番号４０番について原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号３２番から番号４０番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号４１番**を審査いたします。村中代理から意見がありますので席移動につ
き暫時休憩といたします。（１５：４２）
事務局の説明を求めます。

事務局： 議事を再開いたします。（１５：４２）
（議案第２号 番号４１番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： １９番 村中です。番号４１番について説明します。所在については、地図の７ページをご
覧ください。右下のところにピンクのマークで日彰とありますが、その少し左が所在地
になります。１２月２日に鈴木康裕委員、鈴木英二委員、私と事務局であっせん委員会を
開催いたしました。今回、残地の処分ということで売却の希望があり、周囲を耕作し、以
前にも買受を行っている〇〇〇〇さんが買い手となりました。畦畔や水引などで改善が必

要なこと、区画が小さいことや不整形となっていること、出入りがしにくいことから地域の水準より少し低い反当り田２３０千円、畑４０千円となりました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号４１番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号４１番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 席移動のため暫時休憩といたします。（１５：４３）

議 長： 議事を再開いたします。（１５：４３）
続きまして、**番号４２番、番号４３番**を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第２号 番号４２番、番号４３番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： １２番 越です。番号４２番、番号４３番について説明します。所在ですが地図の６ページをご覧ください。中央に道道美深名寄線が走っていますが、その右に八幡とあり「幡」の文字のところが所在地になります。１２月２日に南原委員、北野委員、私と事務局であっせん委員会を開催いたしました。この農地は〇〇さんの農地と地続きで、また〇〇さんの農地を通る必要があることから〇〇さんを買入手と決定しました。三角であり、少し状況が悪いことから、価格については反当り１００千円と地区の基準価格より少し低い価格となっています。続きまして番号４３番ですが、天塩川と地図に記載がありますが、その「天」の右上が所在地になります。番号４２番と同様にあっせん委員会を開催しています。地域で規模拡大の希望があり、作付け面積の少ない〇〇さんを買入手としました。価格については、反当り田１６０千円と過去の地域の価格を参考として決定しました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号４２番、番号４３番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号４２番、番号４３番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号４４番**の審査をいたします。本件は私から意見がありますので席移動につき暫時休憩といたします。（１５：４９）

議 長： 議事を再開いたします（１５：４９）
番号４４番の審査をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第３号 番号４４番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： １３番 沼田です。番号４４番について説明します。１１月５日に私と菅原委員、新田委員、事務局であっせん委員会を開催しています。所在については、地図の８ページをご覧ください。中心から下の方に二十九線とあり、西一号と二号の交差する中間が所在地になります。売り手である〇〇さんは高齢により離農したいとのことで売買となりました。価格については、泥炭地で地区の標準的な価格である反当り田１７０千円で両者合意となっています。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号４４番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号４４番を原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩といたします。（１５：５１）

議 長： 議事を再開いたします。（１５：５１）
続きまして、**番号４５番から番号４８番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第２号 番号４５番から番号４８番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： ２５番 安達です。番号４５番から番号４８番について説明します。最初に４５番ですが、所在については、地図の８ページをご覧ください。右側に黄色のマーカーで二十三線とありますが、「三」の付近が所在地になります。１２月４日に伊藤委員、新田委員、私と事務局であっせん委員会を開催しました。価格については、地区のサポート委員会と協議し、全面積が高収益作物での畑地化であり、不整形などの悪条件の土地であることから反当り田１０千円となりました。４６番の所在については、地図の８ページをご覧ください。二十三線の「線」とＪＲの間の西が所在地になります。１２月１１日に菊池委員、伊藤委員、私と事務局であっせん委員会を開催しています。隣接地を耕作する〇〇さんが買い手となりました。価格については、基盤整備されており良好なため、過去の売買価格を参考に反

当り田 215 千円、田 225 千円、田 220 千円、畑 5 千円となっています。続きまして、47 番ですが、所在については、地図の 8 ページをご覧ください。右側の道道旭名寄線の上に東風連とあります。「風」の右側に旧小学校があり、その山手が所在地になります。番号 45 番と同様にあっせん委員会を開催しています。区画が小さいことを考慮し、過去の売買価格から反当り田 200 千円、田 190 千円となっています。最後に 48 番ですが、所在は 47 番の北側になります。価格については、基盤整備はされているが、山際等不整形もあるため、反当り田 220 千円、田 180 千円、田 140 千円と決定しました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号 45 番から番号 48 番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号 45 番から番号 48 番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**賃貸借**の審査をいたします。**番号 28 番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第 2 号 番号 28 番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

竹部委員： はい。

議 長： 竹部委員。

竹部委員： 6 番 竹部です。28 番について説明します。所在については、地図の 8 ページをご覧ください。左にピンクのマーカーで瑞穂とあり、右側の緩やかなカーブの所と名寄射撃場の下の付近が所在地になります。賃貸の更新に加え、受け手の〇〇さんに管理を任されている農地を新規で賃貸借する案件となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号 28 番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号 28 番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号 29 番**の審査をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第 2 号 番号 29 番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 8番 南原です。番号29番について説明します。こちらについては賃貸の更新となっています。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号29番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号29番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号30番から番号33番**を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号30番から番号33番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 16番 菅原です。番号30番から番号33番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。地図の中央右下に国道40号があり、二十六線と東二号が交差する付近が所在地になります。番号30番から番号32番までは、〇〇〇さんより体調不良のため賃貸をしたいと申し出があり新規の賃貸借となります。番号33番は〇〇〇〇さんから引き続き賃貸をしたい申し出があり、新規での賃貸借となります。価格については、すべて両者合意となっています。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号30番から番号33番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号30番から番号33番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号34番、番号35番**を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号34番、番号35番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 25番 安達です。番号34番、番号35番について説明します。番号34番ですが、売買での〇〇さんの案件と同様になります。一部農地に建物があり、あつせんできないことから賃貸借するものです。35番ですが、地図の8ページをご覧ください。二十三線と記載のあるところから東に行くと橋があり、橋を渡って200m程行ったところに所在地があります。〇〇さんが農地の集約化するための賃貸借となります。ご審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号34番、番号35番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号34番、番号35番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**使用貸借**の審査をいたします。**番号9番、番号10番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号9番、番号10番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 1番 飯村です。番号9番、番号10番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。日進地区に御料十線とあります。その「御」の文字の付近が所在地になります。農地を相続した〇〇さんの相続登記が終わったため、管理している〇〇さん及び〇〇さんに使用貸借する案件になります。ご審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号9番、番号10番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号9番、番号10番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第4、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。**番号32番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号32番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

小田桐委員：はい。

議長：小田桐委員。

小田桐委員：23番 小田桐です。番号32番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。ピンクのマーカーで共和とありますが、「共」の南側が所在地になります。規模拡大を希望する〇〇さんと農地を集約したい〇〇〇〇さんの売買となっています。ご審議の程よろしくお願いします。

議長：ただいま、小田桐委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号32番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号32番は原案のとおり決定いたしました。

議長：続きまして、**番号33番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号33番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員：はい。

議長：南原委員。

南原委員：8番 南原です。番号33番について説明いたします。〇〇さんから娘婿の〇〇さんへ経営移譲での使用貸借となります。〇〇さんは数年前から就農しています。ご審議の程よろしくお願いします。

議長：ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号33番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号33番は原案のとおり決定いたしました。

議長：続きまして、**番号34番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号34番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

北野委員：はい。

議長：北野委員。

北野委員：20番 北野です。番号34番について説明いたします。所在については地図の6ページをご覧ください。国道40号と黄色のマーカーであります。智恵文川まで北上し、川と交差するところと、その少し上の西側に所在地があります。〇〇さんの規模縮小により、〇〇さんと売買する案件となっています。ご審議の程よろしく願います。

議長：ただいま、北野委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号34番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号34番は原案のとおり決定いたしました。

議長：続きまして、**番号35番**の審査をいたします。北野委員と菅野委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。（16：22）

議長：議事を再開いたします。（16：22）
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号35番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越委員：はい。

議長：越委員。

越委員：12番 越です。番号35番について説明します。所在については地図の6ページをご覧ください。真ん中に国道とバイパスの交差する智恵文ICがあります。その北側が所在地になります。〇さんが離農により農地を手放すにあたり、地域で営農されている〇〇〇〇〇〇さんとの売買になります。ご審議の程よろしく願います。

議長：ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号35番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号３５番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩いたします。（１６：２４）

議 長： 議事を再開いたします。（１６：２４）
続きまして、**番号３６番、番号３７番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第３号 番号３６番、番号３７番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： １２番 越です。番号３６番、番号３７番について説明します。番号３６番ですが、所在地は先程の番号３５番での案件の隣接地になります。こちらの農地には建物があり、それを利用したいとのことで〇〇〇〇〇〇さんとの売買になります。番号３７番ですが、所在は地図の６ページをご覧ください。上側に道道美深名寄線と黄色のマーカーがありますが、その右に八幡とあり「幡」の部分が所在地になります。今まで〇〇さんと〇〇さんが賃貸していましたが、売買することになりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号３６番、番号３７番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号３６番、番号３７番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号３８番、番号３９番**は私からの意見がありますので、席移動のため暫時休憩いたします。（１６：２８）

議 長： 議事を再開いたします。（１６：２８）
番号３８番、番号３９番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第３号 番号３８番、番号３９番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： １３番 沼田です。番号３８番、番号３９番について説明します。〇〇さんは〇〇さんの娘婿に当たり、経営主の変更に伴い、本案件での賃貸借となりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号３８番、番号３９番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号３８番、番号３９番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩といたします。（１６：３１）

議 長： 議事を再開いたします。（１６：３１）
番号４０番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第３号 番号４０番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： ２２番 新田です。番号４０番について説明します。本件については、〇〇〇〇さんが息子である〇〇〇〇さんに経営移譲のため使用貸借するものです。ご審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号４０番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号４０番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号４１番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第３号 番号４１番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： ５番 上手です。番号４１番について説明します。本件については、〇〇〇〇さんが息子である〇〇〇〇さんに経営移譲のため使用貸借するものです。ご審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号４１番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号４１番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号４２番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第３号 番号４２番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： ２５番 安達です。番号４２番について説明します。本件については、〇〇〇〇さんが息子である〇〇〇〇さんに経営移譲のため使用貸借するものです。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号４２番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号４２番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号４３番から番号４５番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第３号 番号４３番から番号４５番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： １１番 横田です。番号４３番から番号４５番について説明します。番号４３番については、〇〇〇〇さんが息子である〇〇〇〇さんに経営移譲のため使用貸借するものです。番号４４番については、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに経営移譲のため使用貸借するものです。番号４５番については、１０月総会時に承認された案件で、あっせんにより売買ができなかった農地の残りを本案件で売買するものです。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号43番から番号45番について原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号43番から番号45番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第5、議案第4号「農地法第4条の規定に係る許可申請について」**を議
題に供します。**番号2番**は私から意見があるので、暫時休憩といたします。(16:40)

議 長： 議事を再開いたします。(16:40)
番号2番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号2番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧
ください。真ん中下に道道瑞生下士別線と黄色のマーカーであります。2つめの「道」の
文字の付近が所在地になります。住宅西に乾燥施設や重機置き場を転用で建設する案件と
なります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号2番について原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩といたします。(16:42)

議 長： 続きまして、**日程第6、議案第5号「農用地の買入れ協議に係る要請について」**を議題に
供します。**番号7番から番号9番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第5号 番号7番から番号9番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号7番から番号9番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号7番から番号9番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第7、議案第6号「**農地法第52条に基づく賃貸料情報について**」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第6号「農地法第52条に基づく賃貸料情報について」を読み上げ説明する。）

議 長： 議案第6号「農地法第52条に基づく賃貸料情報について」の説明がありました。質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、議案第6号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第8、議案第7号「**農地利用状況調査に係る非農地の認定について**」を議題に供します。議案第7号の審査は、又村委員と高橋委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。暫時休憩します。（16：45）

議 長： それでは議事を再開いたします。（16：45）事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第7号「農地利用状況調査に係る非農地の認定について」を読み上げ説明する。）

議 長： 議案第7号「農地利用状況調査に係る非農地の認定について」の説明がありました。質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、議案第7号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり決定いたしました。暫時休憩といたします。（16：47）

議 長： 続きまして、**日程第9、報告第1号「農地法第4条転用工事完了報告」**を議題に供します。私から報告がありますので、席移動のため暫時休憩といたします。（16：47）

議 長： 議事を再開いたします。（16：47）**番号4番**について沼田委員より報告をお願いします。

沼田委員： 13番 沼田です。番号4番について報告いたします。議案第4号の〇〇さんの所在となり

ますが、別案件として転用工事の完了報告となります。12月7日に現地を確認したところ、ハウス格納庫が建設されていることを確認しました。

議長： 番号4番について、「農地法第4条転用工事完了報告」がありました。
暫時休憩いたします。(16:49)

議長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第11回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時50分 閉会)

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____